平成２５年度 第１回大阪府子ども施策審議会 計画策定部会

日時　平成２５年８月７日（水曜日）　午後３時から午後５時まで

場所　プリムローズ大阪 ４階　松寿

[事務局] 資料１・資料１別紙 を説明

【部会長】

それでは今から皆さんにご意見をいただきたいと思います。今の論点１、論点２に関するご意見や、「こんな心配もある」といったいろいろな角度からもいただけたならと思います。次の案件もありますので、時間的には25分ぐらいで区切って進めたいと思います。ぜひ、いろいろな角度からお願いいたします。

【委員】

　論点１のところでご説明いただいた内容なのですが、１号認定の区域をどのように設定すべきかというところで、現状の数をアンケートで拾うのでしょうか、それとも大前提として、認定こども園になる新制度の数を拾われるのであれば、１号認定、２号認定、３号認定というところで区分けして、数を留めていかれるものなのでしょうか、その辺があいまいというか、今のご説明を受けて、逆にあいまいになってしまったのです。

【部会長】

　はい。ありがとうございます。事務局さんいかがですか。

【事務局】

　１号は１号で見ますし、２号は２号で見ますし、３号は３号見るということでございます。

【委員】

　そのようになってくるのですね。

【事務局】

　それぞれでどのように区域を設定するかです。

【委員】

　ということは、１号設定の認定区域と２号、３号設定の認定区域がずれるという可能性もあるということですね。

【事務局】

　ずれてもかまわないということになります。

【委員】

　それが需給調整ということですか。

【事務局】

　ベースとしては、１号も２号も３号も同じほうが望ましいのですが、「地域の実態に応じて、１号の区域と２号、３号の区域を別にしてもかまわない」と基本指針には書かれておりまして、実際、大阪府としては、１号幼稚園認可としては、全域で見ているような状況だと思われますので、それを今後どのようにしていくのかということが、今回の論点ということにさせていただいております。

【委員】

　はい。わかりました。

【委員】

　今の関連なのですが、ご存じのように、幼稚園というのは、通園バスを運行している園が数多くあって、各園によっては、台数もまちまちなのです。ある園では７台も持っている園もあると思います。そのような園は、非常に広域から子どもさんを集めて、ただし、大阪府の私学審議会や行政の方との合意の中で、「一番最初に乗る子どもが園に着くまでは、４０分以上は乗らないようにしよう」というルールがあって、それによってエリアをある程度限定しているわけです。あまり遠くに行けないようにしているのです。そのようなルールをもって運行していますが、各園によって台数が違いますので、園でバスを使っている子どもは全然違うのです。

　片や、保育所の文化は、基本的には保護者の必要に応じて送り迎えされるわけで、バスの運行というのは、バス停に行って何時何分というやり方はなかなか難しいのです。

　今、おっしゃった１号認定、２号認定、３号認定の子どもたちが、広域から通う場合には、特に２号認定、３号認定の場合には、保護者の送り迎えが基本にやるとなるのです。

　１号認定のエリアの決め方は、今のルールの４０分ルールという形で決められてしまうわけです。２号認定、３号認定の場合は、職場の環境とか、自宅から職場のルートの関係などで、例えば「エリアが職場に近いこの土地に入れたいのだ」となると、いくらその方のエリアを設定しても、「淀屋橋の近くの保育所に入れたいの」と。「私、会社がそこだから」ということになったときに、本当にこのようなエリアの市域の設定、隣接市域のエリア設定ができるのかどうかというのはいかがなものでしょうか。これは住まいを基本にしますね。

　私、豊中市ですが、隣の吹田市の保育園に通うのか、豊中市で通うのかは、自宅を中心に考えられているのですが、保護者によっては、大阪市内に行っている人の場合は、そちら側も含めてエリアと考えていただかないと、「ここはあなたのエリア外ですよ」と言われてしまうと、その辺はいかがですか。

【事務局】

　利用されるときに確認ということをしていくことになりますが、今のは、確認のときの問題かと思っているところがあります。その上で、そのようなケースがどれぐらいあるのかというところもありますので、幼稚園みたいに通園バスで、かなり広域で市域をまたいだ利用が一般的だと言われるぐらい規模の行き来があるのと、基本的には市の中でまかなうのですが、勤務条件等によっては、「そちらの保育所にも使う場合もありますよ」という保育の場合では、市域を超える頻度というか、やはり違うのかというところで、保育の場合は基本的に市域ベースで見ても支障がないのかと思っているところです。

【委員】

　従来ならそうなのです。従来の幼稚園と保育園とぱっかり分かれた制度の中でやっているうちは、今、おっしゃるとおりなのです。

　新しい制度は、私立幼稚園が中心になりますが、認定こども園に組織を変えていくのです。施設型給付に入って、認定こども園に組織を変えていく所が多いのです。

　私立幼稚園で、従来預かり保育を受けていた子どもたち、これは例えば１００人のうち１０人受けていたのか、１００人のうち５０人受けていたのか、さまざま園によって違っているのですが、１号、２号、３号という認定のあり方になってきますと、従来預かり保育というのは、保護者負担がたくさんあったために、私立幼稚園に預けるには費用がかかるので、「これは少し控えておこう」という方々が、２号認定をいただけるのであれば、きちんと２号認定をもらって、長時間の保育を受けて、自分自身の仕事をするという方が傾向として今後増えるのだと思います。

　そうしますと、従来の幼稚園児のタイプの２号認定が増えるのです。今、おっしゃった論理は合わなくなってきます。広域的に、保護者の通勤など、そのようなことを中心にしながら、まず、園選びが始まっていくということになります。

　エリアを決めていくという考え方は、今のエリアという意味でも一点、矛盾点があるということと、もう一つは、現在、保育所最低基準と幼稚園の設置基準は、基準が違います。保育所の場合は、「一人の子どもに何平米必要である」という保育所の決め方、「何人に何人の保育士が必要」という決め方、幼稚園の場合は、学級制で、これは小学校と同じなのです。今、３５人の１学級が認められているということで、担当は一人でいけるという話で、保育所は３０人に一人、３歳児は２０人に一人という基準があります。このような違ったスケールで供給の量を考えるということ、これは「ノー」ということで、もう一点、現在、保育所は、弾力化しています。というのは、待機児童が多いので、入れない子どもが多いので、もともと６０人定員の所は、面積さえあれば、青天井で子どもを収容することができるようになっております。

　例えば「保育室はありますが、庭は足りません」という所が、近くの公園を庭にあてて、「それでＯＫですよ」という話になります。

　もし、この新しい制度に移行するときに、「もう弾力化はやめましょう」と。「私たち保育所をやっている者についても、弾力化はしんどいのです」と。「弾力化はやめましょう」と言うと、現在、保育園に入れている子どもたちの数が減るわけです。当然、子どもたちは表にあふれてくるわけです。この子どもたちに加えて、新たなニーズが出てくるという状態に今後なる可能性が非常に強いということです。

　この二点は、これを考えるときに一番たたき台になるところで、そこを整理しておかないと、この議論というのは、前に進まない気がします。

【委員】

　定員の弾力化ということは、これからは、定員が定員でなくなってきてしまうということがあると思います。

　でも、最低基準がある中で、おっしゃった青天井ではなく、それなりの平米数と人材の確保をしながら、確保させてもらっているということは、やはりわれわれ保育というのは、預かって欲しいというニーズの中で、預かれるだけ精一杯の保育をさせていただいているというのは、時間的にもそうだと思います。１１時間保育であるけれども、ほぼお一人にかける時間というのは、８時間から９時間で収まっています。ただ、園が開いている時間が１１時間、１２時間という状況の中でさせていただいているので、この区域を分けるのには、基本的には、（案）２のところで見ていただけるぐらいの幅がいいのではないかと思っております。

　ただ、現実的には、２号、３号で調整しないと、この第三（案）で調整していかないと、多分、市同士の横の関係というのは難しいと思います。

　もう一点は、通園バスということも、幼稚園さんが認定こども園になられたら、そのまま１号認定のところで通園バスがあります。われわれも保育園も認定こども園になるときに、幼稚園定員がゼロといった、少数でも新たな認定こども園としては取れるようになってきます。

　保育園もある種、通園バスを持てる可能性が出てくるわけです。今の幼稚園、保育園という考え方ではなく、新たな認定こども園の中で、どのように広域を考えるのかということが、今回のベースでないかと感じておりますので、基本的には（案）２のほうであるべきなのかなということで、大きな意味でブロック割りをしていただく中で、微調整というのは隣の市町村同士ぐらいかと思います。

　逆に言うと、うちは東大阪市の花園ラグビー場のすぐ近くですので、今は、東花園駅のすぐ前に保育園があります。生駒とか、東生駒からの要望はあります。現実的には、準急に乗れば石切から次の駅なので、保護者からすれば「子どもを預けて次の電車に乗れる」とおっしゃいます。

【委員】

　それは奈良県ですか。県をまたいでのことですか。

【委員】

　当然、県をまたいでのときもあります。市をまたいでのときもありますし、特に北摂地域であれば、豊中市とか、向こうも川西市からということもあるでしょうし、当然、通勤圏の話が出てくると、兵庫県ということも出てくるでしょうし、うちも豊能町で老人ホームもあれば、川西市からも亀岡市からも職員が来ますので、そのように県をまたいでということもあるでしょうし、ある程度飲み込んだ中というか、誤差の範囲で見ていかざるを得ないのではと思います。

【部会長】

　ありがとうございます。今、県もまたぐという話が出てきたのですが、事務局では、この図には県をまたぐイメージはおありなのですか。それはあるというように考えていいのですか。

　もう一つ、確認ですが、事務局のご発言の中で、「利用者の確認をしていきたい」とおっしゃっていたのですが、今の区域を考えるときに、利用者によってという意味ですか。

【事務局】

　そこは説明不足でしたが、制度上、圏域を定めて、そのような需給の調整をするというステージと、実際に給付は子どもに付いてくるわけですが、その子どもが実際に通っている所をベースに給付することになりますので、例えばＸ市の子どもがＹ市の施設を利用しているということになれば、Ｘ市はＹ市の施設に、「自分の市の子どもがそこの市の施設を利用していますよ」ということで、その施設を市民が利用したということを確認した上で、その施設にお支払いをすると。制度上、そのようなことになっていることを「確認」と言っているわけですが、市域を超えた利用というのは、需給調整の段階でも考慮しなければいけないですが、最終的には確認の段階で、自分ところの市民がどこの市の施設に何人いてるのだということがわかれば、そのような給付については支障がないと思っています。

【部会長】

　「４０分ルール」や、「働く場所に１時間半かけて、お母さんが子どもを連れて行って働いている場合、どのように考えるのか」ということが想定されていないことがあれば、「こんな心配がある」とおっしゃって欲しいという意見としては、想定外という感じでお聞きしておりました。

【委員】

　もう一点、地域で言いますと、将来的にはわかりませんが、認定こども園になられたときには、市単位の補助金がどのようになるかわからないですが、現状のお話をさせていただきますと、保育園、保育所という所は、市町村単位の補助金がいくつか付いています。このような補助金が市税で出されているということは、よく言われるのは、他市の子どもさん、東大阪市などですと、児童がいる中で、八尾市さんから子どもをお預かりしたりすると、これも普通に運営費だけの話であれば何ら問題はないのですが、他市からいただける補助金がいただけない、また、東大阪市の子どもさんをお預かりしたときにいただけるべき補助金がいただけないということは、運営費そのままのものでしかないということと、逆に議会とか、納税者の側からするとよく言われるのが、「東大阪市の市税なのに、他市の子どものために」と言われたり、「まだ待機児童がいるのに、なぜ、他市の子どもをお預かりしなければならないの」という理屈につながってしまうことも、今の現状ではあり得ますので、その辺が将来的に広域で見られる中であるならば、いわゆる施設給付だけであればいいのですが、市単位の補助金が残ったりすると、幼稚園さんもどうかわかりませんが、特に保育所の場合は、市単位の補助金が多い市町村が、特に大阪府下は多いものですから、そのようなときの広域的な移動というか、入所がそのことで妨げられないのかということもあり得ると思います。将来的に認定こども園になられたときは、「それは全然関係ないですよ」ということであればいいのですが。

【委員】

　難しいと思って聞いていたのですが、普段、幼稚園も保育園にも行けない０歳、１歳、２歳の８割ぐらい在宅でお預かりする事業をしているのですが、感覚的には、この子ども子育て新制度は、何を単位にやっていくのかというところに、今、非常に戸惑っていて、市町村単位でするのであれば、市町村単位でやればいいと思っていたのが、保育園は市町村で、しかも、認定こども園は大阪府でということは、これは将来的にもずうっとそうなのかということが単純な疑問です。

　これが途中から市町村に移行するのであれば、それは何かどこかの形で一緒にしておかなければ駄目だということが一つと、誤差の範囲で、先ほど他の委員がおっしゃったみたいに、県をまたがってでも、そこで融通を利かせてできるレベルのものであれば、それを基準に作っておかなければいけないものなのかというのが二つ目の疑問でした。

　市町村にしてみたら、多分、「市町村でやりたい」と言うのだろうとか、保護者にしてみたら、自分たちが行ける便利のいい広域で、自分が働いているときであれば、そのような使いよい範囲で行きたいと思うだろうし、運営する人にとれば、子どもがいてない所にバスを走らせて運営するのはしんどいだろうといろいろ思うと、いろいろな人たちの事情にあわせて、いろいろな基準を作ったりするとややこしくなるから、将来的な見通しを立てて、それほど複雑なルールにならないようにしていけたらいいのにと、素人チックに思いました。

【部会長】

　ありがとうございます。確かに、市民の目線で言えば、複雑にならないようなルールを作ることが非常に重要なことだと思います。ほかによろしいでしょうか。

【委員】

　区域の設定に関する件についてなのですが、いろいろな形で福祉プランというのは作られていると思いますが、子どもの部分だけでなくて、要するに市をまたいでサービスを利用するということが、いろいろな部分で起こっていると思います。

　例えば高齢者の福祉でも同じで、基本的には市町村レベルで事業を展開しているわけですが、他市のサービスを利用するということがよくあるということは、先ほど他の委員がおっしゃっていただいたような利用のパターンです。いろいろな形での利用があるという意味で言うと、似ている部分があるのかと思います。

　ただ、計画を作っていくときに、どこかで線を引かないと、それこそ県をまたいだらという話になってくると、徐々に大きくなっていきますので、私の感覚でいくと（案）の２ぐらいの設定でものを考えていくと、先ほどおっしゃった「バスは４０分以内」ということですので、大阪府の南から北の幼稚園に行ってということは考えにくいですので、そのあたりが割り切っていくときの考え方なのかという感覚は持っていて、その割り切るときに、個別の家庭には事情がたくさんあって、いろいろな利用のパターンがあるということを織り込んだ形で計画を立てていくということがいいのではないかと考えております。

【委員】

　１と２の違いというのは何ですか。具体的に教えていただけますか。どのように違ってきますか。

　私にとって、３は非常に複雑でよくわからないと思っているのですが、１と２の違いで、何のために現実的にどのように影響しているのかと思うのですが、１と２は何が違うのですか。

【委員】

　現在の幼稚園の発想で言うと、この１なのです。別に区割りがないのです。極端な言い方をすれば、岬町の方が豊中市の幼稚園に来ていただいても、親が送ってくるということであれば、それも有りかという話です。そのような方はおられませんが、ただ、川西市とか、宝塚市から豊中市に通われている方は私を含めてたくさんおられます。

　ただ、従来、保育所の場合、市域をまたぐだけでも、その市によっての単位補助があるということで、豊中市にあって吹田市にない、吹田市にあって豊中市にないというものも現実にあって、保護者の方々にすると、「とても違うね」という話ですし、われわれ事業者にしても、単独運営費しか入ってこないのです。市が乗せてくれている補助金部分が入ってこないので、あまりその子どもたちが多くなりすぎると、園の運営は厳しくなるというのが現実の姿であったのです。

　それがこのような形でブロックのような形を組むと、豊中市と吹田市であれば、「一つのブロックだからいいですね」という話になって、そこでやり取りがなされるということを考えるのであれば、このようなブロック割りもできるのではと思います。

　ただ、このブロックというのは、エリアがありますので、「ここはいけます。こちらは駄目です」とブロック分けしたので、そのようなことも起こってくると思います。

　この（案）３は、市町村と市町村と非常に小さいブロックになっていますので、これは確かに複雑だと思います。

【部会長】

　はい。ありがとうございました。

　それでは、最初に設定させていただきました４時という時間になったのですが、よろしいでしょうか。このあと事務局に整理をお願いするという形になりますが、この間も皆さんにいただいた意見をまとめて事務局に送らせていただいたり、「ここがポイントではないか」といろいろやり取りさせていただいていますので、そのような形で、私のほうと確認をさせていただきながら、次の審議会で計画の一部としてお示ししていただくことになるかと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

【委員】

　この圏域のところで、基本的な私たちの考え方というのが必要だと思うのですが、例えば遠くの施設に子どもを預けた形で、保護者側の便利のためにやっていいのかどうかという話です。その場合、ワークライフバランスの話も別のところでありますが、「そのようになれば、私、９時間まるまる働ける」というふうなことで、「会社の近くに保育所があって、９時間まるまる働いてということができる」と。保護者側の立場に立ってみると、それで働きやすくなるということがあるのかもしれませんが、子どもの立場に立ったときに、「通勤時間ラッシュアワーの中でどうなのだ」という話とか、いろいろなことがそこに副次的にくっ付いてきますので、やはり自宅の近くの施設に、できれば歩いて通うという所のほうに価値を置くのか、それは保護者に任せて保護者の判断でやっていただいて、非常に広い圏域でも、その通園も発生してしまうということを前提に話することによっては、僕は、事務局が導かれるときの方向性が変わってくるような気がします。

【部会長】

　はい。わかりました。一定、皆さまの議論から、そこの方向性というところをまとめられますでしょうか。

【委員】

　案２について、一つ心配するのは、このブロック割りの根拠というものは何ですかということです。何に基づいてブロック割りをしているのですかというところから、もう少し明確にならないと、多分、これが難しいのではと思います。

　ブロック割りにしたときに、どこまでの市を区割り制限をかけるのかというところが難しいのではないかと心配をしております。

【部会長】

　その辺りはいかがですか。事務局では、ブロック割りがイメージとしてクリアにおありになるのですか。

【事務局】

　ここでお示しをしているのは、今回、新制度の円滑な導入ということで、市町村と情報交換を密にしていこうということで、「圏域会議」というものを設定させていただいたのですが、それのブロックを当てているということです。

　そもそもそのブロックを決めたときには、当然ながら、市町村同士のつながりということを重視して、普段からそのような情報交換がされているとか、あるいは、福祉の事務をすでに共同で処理していると。例えば「障がいの認定区分の審査など共同事務で処理をしています」という塊があったとすれば、それは普段のつながりを重視して、エリアの設定というものをさせていただいております。

　どちらかと言うと、行政側の理由で、このようにすれば割と横とのつながりもうまくいくのではないかという視点でもあります。

【委員】

　わかりました。利用者としてということで、「隣の市なのに」ということが必ず起こってきます。

【委員】

　それもありなのですね。ブロックを超えることは絶対にいけないという意味ではないのですね。

【委員】

　多分、これは量の見込みを取るために、ほぼこれぐらいのブロック割りで数を揃えて、その上で微調整するのは、「市町村ごとで微調整しましょう」ということだと思います。

　まずは「数を拾うためのブロック割りの圏域をどうしましょうか」と言ったときに、私は、２（案）のほうがいいと思うのは、市町村の中でも待機児童がいる市町村でも、待機児童がいない地域といる地域があるのです。同じ東大阪市でも、布施地域は待機児童がどんどん減ってきて定員に近い状態で保育していますが、新石切とか、枚岡地域は、まだ待機児童がいる地域であったり、堺市などでも、南区のニュータウンなどは、逆に過疎化、高齢化してきていますので、定員を割っている区のある中で、北区とか堺区は、人口が増える中で待機児童が多い、そのような中と、市町村の中での待機児童と定員割れが出てきている状況の中で、広域のブロックというのは必要だろうと思いますし、いわゆる電車の線でも一緒だと思います。東大阪市でも、片町線の通っている鴻池新田とかの線と、われわれの近鉄線を乗るのと、同じ市町村の中でもぐるっと市内を回らないと通えないです。電車で行くとバスしかないという地域になると、同じ市の中でも鴻池新田から花園に来るよりも、逆に市内の保育園や幼稚園に行くほうが近いという地域も当然ありますので、そのようなこととしておおまかなとこで割っていただくしかできないのかと思います。

【委員】

　これは旧行政区ですね。

【事務局】

　そうです。

【委員】

　豊能町、摂津市とか、７地域でしたか。そのうち大阪市は一つになってくるとか、そのような地域割りが基本ベースになっているということですね。

【委員】

　しかも、１号認定を取ったときのブロック割りということですね。すべてでなくて、そこが複雑なところです。

【委員】

　これは１号認定だけですか。

【事務局】

　ということでご提案させていただきましたが、先ほどのお話を聞いている中では。

【委員】

　それも難しいことです。２号認定、３号認定か、ブロックか、それとも１号認定だけ作って、２号、３号は別のものだという点、その整備が最初に質問したあいまいな部分です。

【委員】

　主婦であれば、（案）１でもいいわけでしょう。

【委員】

　そうだと思っていました。それに対して新制度というのであれば、何々だけという１号認定の幼稚園からの移行だけでなくて、すべてのエリアをこれで絞っていくのだということなら、ストーンと落ちるのですが、それが広域をさらに狭めることになると思います。

【部会長】

　いかがでしょうか。事務局側は、そこまで想定されていなかったと私は見たのですが。

【事務局】

　もともとは２号、３号の保育所認可については、各市町村に認可がいっていますので、「そこを単位にしなければいけないですね」というところがもともとありました。保育所２号、３号認可について、例えば大きい圏域のブロックにしても、認可は各市町村になってしまうので、そこは整合性が難しくなってくるので、２号、３号については、各市町村単位にせざるを得ないと思っていました。

【委員】

　民間についてはそうだと思います。「大阪府として見ますよ」というエリアをブロック揃えというイメージかと思っていて、読んでいたら、あれ、違う１号だけだと。

【委員】

　今の認可というのは、保育所認可ですか。

【事務局】

　保育所認可です。

【委員】

　利用者からすれば、２号認定もらう、３号認定もらうというのは、別に市町村ではいただくけれども、それをどこに持っていってもいいのではないのですか。

【事務局】

　持っていってもいいです。

【委員】

　そうですね。

【事務局】

　はい。そうなります。

【委員】

　量の見込みというのは、保育所の見込みだけではなくて、保育所は、利用の見込みが見込まれた上で、保育所の割り振りができてくるわけで、まず、量の見込みというのは、利用者の見込みですね。

【事務局】

　２号もそうですし、認定こども園も出てきますし、そのような見方です。

【委員】

　そうすると、範囲が市町村に限らずに、市町村認可というのは、今、おっしゃっているのは、施設認可であって、利用者の認定というのは違いますね。

【委員】

　施設型給付の入った幼稚園であれば、市町村の所轄になるでしょう。

【事務局】

　施設型給付をわたす市町村です。

【委員】

　それと、単独で幼稚園で残っている所は、従来とおりの大阪府が所轄するということは、そこに残ってしまっているので、１号だけの区域うんぬんという考え方自体が考えられない、保護者側は何のことかわからないと思います。

　保護者は、市の窓口に行って、認定をもらって、１号なのか、２号なのか、３、４、５歳であれば、０、１、２歳であれば３号なのかということで、それをもらって、「私は豊中市に住んでいるけれど、吹田市の保育所に行こう」と。「ここのほうが便利だ」と言って行く人がいるということなので、１号であれ、２号であれ、３号であれ、同じ市町村からの認定をもらった方は、それなりの思いでいろいろな所に行かれるので、１号だけではないですね。考えなければいけないです。

【委員】

　僕もそう思います。

【事務局】

　それは、利用を考えたときはそうなのです。今回は、その前の話として、「供給の部分もこの圏域で見ます」ということですので、「まだ供給する余地があるのかということをこの単位で見ますよ」という性質を持っているというか、そちらのほうが主な目的ということです。

【委員】

　このブロック割りをしたときに、紛争が起こらないかと思います。本当にその数をきちんとということですが、ニーズ調査でそれを量るというのは難しいのですか。現段階の調査とニーズ調査です。

【事務局】

　どれだけ需要量があるかということは出てくることになります。それに対して、供給がどうかというのは、施設側の意向です。認定こども園になるかということもありますし、施設の定員を積み上げたらどうかということもありますし、いろいろな要素でその需要量を見ながら、すき間があるかどうか見ていくということです。

【委員】

　市場の論理の幅をどこにするかということですね。２にするか１にするかですね。

【部会長】

　整理をしますと、この提案は供給のための判断と考えるということでよろしいのでしょうか。

【事務局】

　という風にわれわれは思っていますが、ただ、大阪府民の方から見たときには、何となくそのように見えないとか、利用の実態とかなりかけ離れているということでは、それはそれでどうかと思うところもあります。

【部会長】

　将来的に供給の区割りと、需要の区割りが違ってくることもあり得るという想定ですか。

【事務局】

　需要と供給を見るのは、どこかの範囲で見ていかなければしかたないので、そのまま大きい小さいということをどのようにしようかというところなのですが、そのようにして供給された所を利用するにあたっては、先ほどご議論がありましたように、いろいろな市域、圏域を超えた利用があると思います。

【部会長】

　皆さまがおっしゃった違ったスケールでいくという、供給と利用者のスケールは違うという形でいくということですか。

【事務局】

　別々であると思っていたわけです。そのような前提でこのようなご提案をさせていただいているということです。

【部会長】

　本日は、どこまで整理しなければいけないということですか。

【事務局】

　本日、結論はいただく必要はないと思っております。最終的に、これは計画に作るまでに着地をさせればいいと思っていますのと、市町村のご意見も聞いてみるのかどうなのかというところもあります。

【部会長】

　今の皆さんの議論から、市町村の意見を聞く必要があるでしょうし、今まで課題として挙がったことを整理していただいて、違ったスケールで量るのかとか、１号認定、２号認定、それぞれ別々なのかとか、これは供給の区域なのだということは、あらためて認識できたと思っております。

【委員】

　もちろん整理ということでお伺いします。この論点の四角の部分の中に書かれていることだけではないですね。これだけでしたら（案）１でいいです。

【事務局】

　ではなくて、もう少し広く見ていただいたらいいと思います。

【委員】

　いわゆる施設型給付という給付体系の中の施設づくりを今後していく中での供給量ということになると、もちろん論点２のところにも関係してきますが、少なくとも幼稚園は、すでに定員が定められているわけなので、１号認定の子どもたちであれば、大阪府域の中で定員が設定されているので、これは（案）１になります。

　ただ、新制度になったときに、「認定こども園の幼稚園型になり、施設型給付に入ります」という幼稚園の施設型給付に入る所が供給量ということであれば、それは１号も２号も、皆さんおわかりでしょうか、２号というのは、長時間保育の３歳、４歳、５歳の幼児のことを２号と言います。３号は、３歳未満の長時間の形で、保育園を利用している子どもたち、３号と言うのです。幼稚園には、１号の子どもと、２号の子どもの２種類が混在するのです。

　今は、定員は１号の定員としてもらっている定員を当てはめているのです。３歳、４歳、５歳の短時間の幼稚園単体の保育をする子どもたちの定員は、大阪府で認可されているのです。長時間のそこは認可も何もないのです。

　今後、長時間のところに何人を入れるかという量を決めていかなければいけません。そのためにこのような話をしています。ただ、ここには「１号だけ」と書いてあるので、そうすると違うのではという話になってきます。

【部会長】

　はい。ありがとうございました。では、よろしいでしょうか。

　皆さんの意見で案２ということと、１号認定のみではなく、もう一度利用者の枠組みを視点にした意見として今まで出ていたということを少し整理していただいて、また、ご提示いただいたらと思います。

　それでは、次のニーズ調査のほうにいきますので、事務局から説明お願いいたします。

【事務局】資料２・資料２別紙　説明

【部会長】

　ありがとうございます。リミットというか、時期として市町村にお示ししたいと言っておられたのですが、いつごろの目処でよろしいのでしょうか。

【事務局】

　市町村の圏域会議を盆明けから設定して回って行きたいと思っております。市町村でも、地方版の「子ども子育て会議」というのが、６月の市町村の定例議会で設置をされている所が多くございますので、１回目の会議の開催が、８月末から９月初めぐらいというスケジュール間となって来ますので、市町村でも、そこは会議のご意見を聞いてということになれば、ひな形は、それに間に合うタイミングでお示しできたらと思っているところでございます。

【部会長】

　ありがとうございます。非常にタイトなスケジュールで、今、皆さんに必要性、過不足とか、追加していただいたこととか、本日はその辺に集中して意見をいただいたらいいということです。

　では、限られた時間ですが、はい。どうぞ。

【委員】

　この調査のサンプル数が何％というのは各市町村が決めるのですか。

【事務局】

　基本的には、国から法定調査の部分もありますので、抽出率とか、抽出の方法というのは示されると考えておりましたが、今回は何も示されないようです。

【委員】

　各市町村の抽出率というのはばらばらなのですか。

【事務局】

　前回の次世代育成の計画を策定するときには、国から抽出率も含めて示されていましたので、一つはそれが参考にされると思います。

【委員】

　それと、サンプル数がいくつないと、きちんとした結果として認めないということで、数字はあるのです。例えば４０万人であれば、いくらの設定をしないと４０万人のニーズ調査にはならないとリミットはあるのです。最低ラインはあるので、そこから上はどのようにするかということで、基本的なものはあると思います。

【部会長】

　よろしかったでしょうか。

【委員】

　はい。

【部会長】

　では、皆さん、ご意見よろしくお願いします。

【委員】

　新たに会議で示された４番の中間的な仕組みについて、問１９の選択肢に「子育て仲間でつどえるママサークルなどの追加」と書いてあるのですが、唐突過ぎるのではと思いまして、「ママ」となぜそんなことに言及しているのか、そのところも少し引っかかりました。

　問２０では、「地域子育て支援事業」と出てきているのに、この問１９番では出てきていないので、別に「拠点事業」と事業名にしてしまうことはないのですが、要するに「子育て仲間の集まる場所」でもいいし、「ママサークル」ということに少し引っかかったので、入れるのは賛成なのですが、名前とか、説明とかがあったほうがいいと思います。

【委員】

　それに関連していいですか。

【部会長】

　どうぞ。

【委員】

　豊中市には児童館がないのです。僕は、大阪府域の中にも児童館という設備があるかよく知らないのですが、関東には、中学校区に一つ程度、小学校区に一つ程度、児童館があって、高校生が児童と呼ばれる１８歳から赤ちゃんまで、午前中には保護者同士のつどいがあったり、放課後は小学生が帰ってきたり、そのような拠点があって、子どもたちの館です。

　ところが、大阪府内には、そのような館が非常に少なくて、留守家庭なども結局は小学校が担わざるを得ないということで、豊中市では、小学校に子どもたちは夜７時まで残っているのです。本当にそれがいいのかと思います。同じ場所に１１時間、１２時間もいるということよりも、場所を変えて、違った仲間や違った環境、違った刺激、違った経験、そのようなことができるような体制を大阪府内に、区域に広げていくというスタンスに立てば、従来どおりの施設だけが列挙されているということは、足らないと思います。

　子どもや、例えば子育て中の保護者が「常時つどえる場所が近隣にあったらどうか」と。このようなことが聞けるような設問案というのは要りませんか。小学生が放課後７時までおるわけです。

【委員】

　大阪府下、ほとんど放課後こどもプラン、地域によって言い方は違うかもしれませんが、ほとんどが学校に併設されたものです。大阪市内は別なのですか。

【部会長】

　大阪市内は、２種類あります。

【委員】

　２種類ですね。私、大阪府の放課後こどもプラン推進委員会であちこち回る機会があるのですが、ほとんど学校の中に併設されて、それこそ他の委員がおっしゃるように、うちの学校でも７時まで預かっています。寂しそうに３人か４人がいます。小規模校なのでいるけれども、根本的に僕らも、保護者に「家族団らんでご飯食べましょう」と言っているのですが、そのような時間すらないので、そのような子どもさんにとってこれでいいのかとは思います。

　要するに一昨日も出ていましたが、親は仕事で精一杯なので、そのような雇用の問題とか、労働時間の問題を是正していかないと、なかなか子育てというのは難しいかと思います。

【委員】

　主語が二つあると思います。今、おっしゃった保護者のありさまが、非常に厳しい貧困も含めたありさま、この問題と、子どもが主語になったときに、子どもにとって何時に家に帰りたいのか、例えば３歳児の子どもに「君は何時に帰りたいの」と聞いてもわかりません。今、おっしゃったように、家族で食事ができる、夕食がきちんと取れる。その時間帯には、子どもは家族のもとにいるということを考えたときに、子どもを主語にしたときは、ここの設問は変わってくると思います。

　保育の需要という意味では、保護者の需要だけが取り上げられていくというのは、今回はやめたいと思います。次世代のときはそうだったのです。児童福祉だから、子ども側の視点というものがもう少し浮き出てくるような調査が必要ですね。

【部会長】

　委員の方が前回ご指摘してくださった「場所を変えるとか、時間をどうするのか」というところも、番号５で設問の１８、１９で、「平日の子どもの利用状況」でそこらは網羅されるのではないかとご判断いただいたのですが、少し違うのかと思います。

【委員】

　これは従前型のプログラムしか書いてないのです。ファミリーサポートにしたって、結局サービスの供給手が少なくて、サービスを受けたいと思っても、なかなかジャストフィットしない案件とかは市の中にたくさんあります。「ファミサポ」と書いてありますが、実際に機能していないです。

　「こんなサービスがありますが、利用したい方がいるのだけど」と。ここには児童館は出ていません。

【部会長】

　終わった後も事務局と議論させていただいたのですが、大阪府の調査で、国ではかなり決められている部分があって、大阪府の独自調査に、そのようなオリジナルのところをもう少し繰り込めないかということは、事務局としてもお考えのようなのです。

【委員】

　国標準の設問の中に、このような「子育て仲間で集まる等」の文言は入れられるのですか。

【事務局】

　削るのはまずいのですが、いくつでも「○（まる）」を付けていいということであれば、それを入れても回答数が影響がないと判断をさせていただいた上で、今回、入れさせていただきました。

【委員】

　そういうことでありましたら、問１２の１、３ページなのですが、「気軽に相談できる人や場所」ですが、いろいろ書かれていて、幼稚園、保育園の先生方も含めて、児童館の子育て支援施設もないと書いています。

　私立幼稚園には、前々知事の太田知事のときに、私立幼稚園にキンダーカウンセラーという心理職の方に月１回なり、２回なり、４回なり、お越しいただいて、保護者の育児相談とか、育ちの相談など受けられるようなシステムを構築して、現在、４２０数園のうちの１３０園強、心理職の人が園内に入ってきているのですが、その人たちが、子育ての悩みとか、保護者自身のしんどさとか、そのようなことに寄り添っていただいているということもあるのですが、できれば、１２番目と１１番目の間のところに「幼稚園のキンダーカウンセラー」というものを入れていただければありがたいです。結構たくさんの相談をされておられます。

【部会長】

　名前というか、資格というか、専門職ですか。

【事務局】

　臨床心理士さんです。

【部会長】

　スクールカンセラーみたいな形で幼稚園にキンダーカウンセラーが入っているということですね。

【委員】

　スクールカウンセラーと違って、子ども側の寄り添いが多いという状況とわれわれの保護者の側の寄り添いということになります。

【委員】

　同じようなことですが、知事認定いただいている地域貢献支援員（スマイルサポーター）というのが保育のほうにおりますので、それもあわせてお願いができればと思います。

【部会長】

　問１２ですか。

【委員】

　問１２‐１の相談する所、相談する場所、高齢と同じように、地域貢献支援員ということで、以前は、育児相談員ということで、部長名でいただいていたのですが、今は知事名でいただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【委員】

　養成を受けてですか。

【委員】

　カウンセラー研修を受けた上で、つなぎができるということで、保育園の中にすべております。

【事務局】

　今、６と７で、保育所、幼稚園というところで、保育所にいる保育士さん、幼稚園にいる先生ということですが、これに加えて保育所にいる保育士さんやスマイルサポーターさん、あるいは、７で幼稚園にいる先生やキンダーカウンセラーさん、このような表記で大丈夫でしょうか。それはまた別ですか。

【委員】

　６番のところに一緒にしていただくと、通常の保育士と資格を持ったスマイルサポーターとは違うと思いますので、多分、幼稚園さんも同じように、通常の教諭と一緒ではないだろうと思いますので、別枠でお願いできればと思います。保育所にいる貢献支援員（スマイルサポーター）という形で、言葉の説明がいるかもしれません。幼稚園さんもその単語を聞いただけで、すぐにイメージできるかというと、それも難しいかもしれませんので、もしかしたら、文言の説明は少し加えていただくほうがありがたいかもしれません。

【委員】

　それと、保育所にいる保育士、幼稚園にいる幼稚園の先生という日本語は何か変な単語だと思います。

【部会長】

　国の文言ということですか。

【事務局】

　国の標準です。

【委員】

　民生委員児童委員がいるのならば、主任児童委員も特に児童に関わる所と思いますので、入れていただければと思います。

【委員】

　そうですね。

【部会長】

　民生委員児童委員というのは正式名称なので、児童委員と主任児童委員という、一つのカテゴリーでもよろしいですか。

【委員】

　そのようなかっこ書きでも結構だと思います。ただ、主任児童委員という言葉は、できればこのようなときにでも知らせていただきたいのと、主に児童を見るということで、主任児童委員の名称がありますので、堅苦しいお願いをすみません。

【委員】

　民生委員・児童委員ですね。

【部会長】

　それが正式です。

【委員】

　民生委員児童委員と通常いただいていまして、僕らは、それにプラス主任児童委員という認定の証をいただいています。

　主任児童委員としては、民生のことはあまりやっていないのです。高齢のこと、独居老人の数うんぬんというのはリストとして何もないですし、子どものことを主にということでやっています。

【部会長】

　他はいかがでしょうか。はい。どうぞ。

【委員】

　この中では同じ議論されているのですが、多様な保育ニーズと説明があると思いますが、どのような保育を希望しているかという根本的な質問、先ほど他の委員がおっしゃったみたいな、「どんなときに保育を希望しているか」とか、「どれぐらいの時間を希望していますか」とか、「どんなときに」とか、保育所のイメージしかないように思われがちなのですが、地域の子育て支援をしていると、「本当に緊急なときとか、困ったときとか、やむを得ないときとか、そのようなときにあれば安心」ということをよく聞くので、そのようなニーズというのは、多分、保育所の待機児童には挙がってこない数字だと思いますが、そのようなニーズはきっとあると思います。

　そのようなものを拾えるような設問、どこかということはうまく見つけられなかったのですが、病後児のところとか、事業を意識した設問になっているのですが、うなずいていただいたのでいい知恵があればお願いいたします。

【事務局】

　うなずいたのは、プランを作っていくということを前提に調査票が組まれているので、先生方がおっしゃるように、本当に子育てをしている親の気持ちが、そのような制度に乗っ掛かっているかどうかというところが結構違うと思います。そこを調査でどのように聞くのかということは難しいと思います。

【委員】

　今、ある部分を基準に聞いているのですね。

【事務局】

　そうです。

【委員】

　３号認定の３歳未満の長時間保育ニーズというものも、当然、数量として出さなければいけないのですが、３号認定の中に、一日２時間だけでも誰か子どもの面倒見てくだされば、私、健康に生活できるという人は世の中にいっぱいいるのです。約８割弱の保護者、家庭で子育てしている人も、楽に生活をしているわけでないのです。

　少しでも誰かが見てくれると、かけ込み寺みたいな所があって、ばっと走って行って「先生ごめん」という感じで頼めたら、もう少しがんばれるという人たちも、白か黒の制度の中で、そのような人もすべて保育所に入れないと、それも８時間、９時間入れないと、駄目だという従来型の制度を前提にニーズ調査をすると、この前の本会議でも言いましたが、結局、白か黒かの選択を親側に迫っていくことになって、「中間的に助けてもらえたら」とか、「こんな館があったら、そこにつどって自分たちでやります」という人たちのことがインスパイアーされないで、外部委託の保育になっていくのです。

　ところが、その次の親になってくる人たちの育ちなのです。その人たちは完全に外部委託しかできないようなことで、うちの職員でも蚊取り線香を知らない職員がいて、僕は驚愕しましたが、そのような人たちが育ってしまっていますので、多様な子育てが担保されるような新制度になると思うと、ここに大阪府単独の設問でもいいのですが、そのようなものを入れて、「どれぐらい見てもらえればあなたは健康に子育てができますか」というようなことも含めて、国基準として聞けないのであれば、大阪府単独で聞いていくようなことになって、大阪府の中に、そのような中間的な施設が、やはりいくつかできてくるような施策に結び付けていけるようなことにしないと、従来型の白か黒か、１号か２号か３号かみたいなのニーズしか出てこなければ、子どもの育ちが良質なものになっていくような方向性にいかないと思います。

【委員】

　「既存の保育サービスで満たされないような保育ニーズがありますか」というような設問はあるのでしょうか。

【事務局】

　今のところ、そのようなものはないです。メニュー化された数量を把握したいというのが主眼になっています。

【委員】

　今回、せっかくこれほどの数がそろったので、ニーズ調査をしてみたいという思いもあります。保護者の声としてよく聞いているのに、なぜ、この調査票で区切られないのですか。

【委員】

　他県の話なのですが、県が補助して、スーパーの中に子どもを預かるサービスをやっている所があります。お母さんが買い物をするときに、ついてくるとはかどらないので、「１時間でも２時間でも見てもらえればいいのですが」ということで、それは国の制度になくて、独自にやっている所があるのです。

　これからは、そのようなものは出てこなくて、先生方がおっしゃったように、既存の部分では担えない子育ての困り感というか、子育てのニーズというようなものを拾い上げる項目があると、今のような話も含めて聞くことができるのかと思います。多分、答える方は「こんなの使ってないわ」とか、「こんなの使いにくい」とか、いろいろ思い出しながら答えていくと思います。そのような設問があると、もしかしたら、本当のニーズみたいな項目になるのかと思います。

【部会長】

　「もしもこんなのだったら、あなたはどうですか」ということを聞いてみるとか、この間もお話しましたが、自由度がどれほどあるかということですが、そこは事務局のほうではかなり厳しいですか。

【委員】

　問１８のところで「利用している。していない」を聞いて、利用している方は、内容・サービスを聞かれて、１８の２のところで現在の利用時間、（２）で希望を聞いておられるのでしょうね。その辺を少し絡ませるというか、このままでは不十分であるならば、この辺が加味されると、今のご意見のところが少し膨らませられるという気がします。

【部会長】

　「既存の施設に限らずお答えください」というものをこの後ろに付けてみるかですね。

【委員】

　そうなるとどうかなというところぐらいです。

　それと、今のお話の中でいくと、制度にあってもここに出てきていないのはサテライトであったり、児童擁護などでやっておられる事業などはここに出てきていないですね。ショートステイは出てきてないですね。

【事務局】

　後ろの項目で出ています。

【委員】

　出ていましたか。２６の特別な事情でというところですね。

【委員】

　カナダのブリティッシュコロンビア州では、ドロップインセンターという施設があります。そこにはボランティアの方が常勤されていて、いらいらしたりすると駆け込んできて、「少しの間、見てあげるね」と言って、お母さんもサポートしたり、絵本を貸し出したり、おもちゃを貸し出したり、ベビーカーを貸し出してくれたり、これはマイノリティーの方とか、ニューカマーの方のためにもそのような施設がありますが、とても子育てしやすいと言われています。

　そのようなものは、きっと日本で生活している人は知らないから、「どんなことをして欲しいですか」という問に対して、今のところ、白と黒の幼稚園と保育園の枠組みのことしかなかなか頭に浮かばないのです。

　というようなことをどのように新しい制度に結びつけるかということは、非常に大きなポイントだと思います。

　新しい従来の二元行政から、一体化した子育てだったりすることを応援するプランに変えようとしているので、そのようなものがうまく拾えたらと思います。

【部会長】

　私も、前の次世代育成のときに、市町村によっては、別途、お母さんたちは、「本当の声が聞きたい」ということになって、３９０名のお母さんたちに、保健所に行ったり、広場に行ったり、いろいろな所に行ったり、学生総動員で、自由記述で拾ったら、まったく違う結果が出てきて、そこは受け身の親をつくりたくない、あまりここで私が言うのも何なのですが、このニーズ調査をすると、「行政は何でもやってくれるのだ」という親をどんどんつくるようで、「あなたは何ができますか」という設問を入れたり、今、先生がおっしゃられた親のつながりとか、ドロップインセンターとか、そのようなイメージが親にないので、本当にどんなことを求めているのかということで聞き取りとかもやっています。

　要するに法定のニーズ調査を活用するなら、今、委員がおっしゃってくださった「ここに入れられるのではないか」とか、皆さんの趣旨は、一貫して同じ趣旨でおっしゃっていると思いますので、何かできる範囲で入れることと、あと、大阪府の調査のところで、オリジナルでそのカラーを入れていくのかと思ってお聞きしていたのです。

【委員】

　国が書き換えていて、変わったら、それに変更してと言われましたが、これは現段階であっても、国は国で改良されていて、ここが変更になったらそれを書き換えるということですか。

【事務局】

　昨日の時点で反映できるものは最新版に反映をしまして、項目のやり繰りの点だけでいきますと、今回の提示の１３番の国のひな形が修正されたということで、修正した部分は問４０の２から９という部分に入っています。

　この状態で国の最新のものは反映されているという状態です。

【部会長】

　私もこの前の審議会でも、皆さんの意見を計画とかにつなげていくためには、証拠として、調査から出てくる、先ほど他の委員がおっしゃってくださったような、この調査から出てきたものを、計画につないでいきたいので、何とかここに入れていきたいと思います。

　なかなか難しくて、他の委員がおっしゃってくださった「だんだん上手になってくる」というのをプランに入れようと思ったら、この調査はとても大事なキーワードだと思いますが、調査にどのように落とし込んだらいいのですか。

【委員】

　「子育てしやすい町ですか」ではどうですか。

【委員】

　結構勇気がいりますね。

【委員】

　ちょうど去年、研修でカナダのブリティッシュコロンビア州に住んでいました。実際、そこで子育てもしておりまして、帰ってきて思うのは、向こうはバギーを押して町に出るのが出やすいですが、こちらは「じゃまだ」というような目が非常に厳しいものがあるので、バギーを押してバスに乗るのに何の抵抗もない町でした。優先してくれますし、空けてくれます。それが大阪府にあるのかということが、多分、そうではないのだろうと、子育てをしているお母さんたちが、「子どもが泣くことが迷惑をかけたらいけないと思わないといけない空気というのがあるよ」と話をしていまして、そのような意味でいくと、子育てしやすい町ですかということです。

　中国から来ている留学生がうちにいまして、今、子育て支援の論文を書いているのですが、「なぜ、大阪は子育てしにくいの。中国のほうがしやすい」というイメージを持っています。中国のほうがいいというのは意外でした。

【部会長】

　ありがとうございます。例えば「子育てしやすい町ですか」というところに選択肢のヒントがあります。大阪府独自でないと無理かもしれませんが、どれぐらい可能かということもありますので、お願いいたします。

【事務局】

　補足ですが、その子育てしやすい町かどうかというのは、実は、経年で府民アンケートを取っていまして、数値的にはまだ非常に厳しいですが、今の次世代育成の計画の目標値としては、「４０％大阪府民の方からそのように言ってもらえるようにがんばりましょう」という目標を立てているのですが、少し古いですが、平成２０年の段階で３０.８５％です。

【部会長】

　「こんなものがあれば子育てしやすい」というものまでは聞いていませんか。

【事務局】

　そこまでは聞いておりません。

【部会長】

　聞いておかないと上がるヒントがないですね。こんなことがあれば子育てしやすいと評価できるものがある。

【委員】

　「何が欲しい」ということが一番聞きたいのです。今回、一番聞きたいところで、本当の声を聞きたいです。

【委員】

　関東から来た人は、よく児童館と言います。「ないですね」と言われます。

【部会長】

　ある市もありますが少ないですね。

【委員】

　大阪市はないですが、去年の時点で３３あります。

【委員】

　３３あるのですか。

【委員】

　３３ありますが、１市に１箇所ということではなく、偏りがあります。

【委員】

　豊中市も市が児童館と呼んでいる所もあるのですが、そこは本当の児童館でないのです。普通の人が使えないのです。

【委員】

　子どもを遊ばせる場というものは出てきますよね。

【委員】

　あるのに行き場がないということで、大阪市と一緒です。家にずうっといると赤ちゃんは泣くでしょう。そうすると、虐待通報をされるから、「困った、困った」となって、いらいらしてきます。

【部会長】

　ありがとうございます。

　それでは、ニーズ調査の非常にタイトなスケジュールでいらっしゃいますので、今の意見を踏まえ、どれぐらい組み入れていただくことが可能なのかということもあるのですが、もう一回文言を丁寧に見てもらって、チャンスだということもおありなので、「ここはぜひ、こんな」という意見を足してもらうというのは、時間的に不可能ですか。あるいは大阪府の調査は、次はいつごろですか。

【事務局】

　大阪府の調査票の設定自体がこれからですので、時間的な余裕があります。市町村のほうは８月１９日の週からと思っていますので、作業の期間としては、お盆も含めて一週間から１０日ぐらいあるかという状態ですので、そのぐらいの中で、いただいたご意見は反映できるかと思います。

【部会長】

　８月１５日ぐらいまでにできますか。１４日ぐらいですか。

　「ここに入れたらどうだ」と事務局がやりやすいような意見出しをしていただければありがたいです。「ここに入れたら少しでも夢がかなわないかな」とかです。

【委員】

　一点、ニーズ調査の表紙のところの「用語の定義」のところで、保育所が「保育を必要とする０歳から５歳児」となっていますが、児童福祉法では「保育に欠ける」だったと思いますが。

【事務局】

　ここの文言は、国のニーズ調査のひな形で、ある文言をそのまま取ってきています。

【委員】

　完成されたのですか。それは確認していただけますか。

【事務局】

　確認します。

【委員】

　僕ら、「保育に欠ける」という文言でずっとやってきて、三党合意でそういう文言に改正され、法律の施行はまだだったと思います。法律が「必要とする」ならそれでいいですが、改正（案）が「公布と施行」と書いてあるので、その辺でどのタイミングなのかは微妙なところかもしれませんが、確認をしていただいて、もし、法律がこのままなら、これで結構です。

【事務局】

　わかりました。確認しておきます。

【部会長】

　ありがとうございます。

【委員】

もう一つだけ。前提条件になりうる市民の方々、答えられる方々の知識の問題なのですが、今回の新しい制度は、今までの幼稚園のまま残りますという所と、施設型給付に入りますという幼稚園と、幼稚園と呼ばれる所が２種類になるのです。

　基本的には、民間の保育所はほとんど変わらないですが、施設型給付に入っているということです。

　例えば自分がどこに行きたいですかといったときに、単独で幼稚園に入ったら、私学助成の従来の補助金の園に入るのです。そこと、施設型給付の幼稚園に入った方は、こちらは法定代理受領といって、その子ども一人にいくらという値段がついて、この子が入ってきたときに、この子の分を法定代理で受領させてもらうという制度なのですが、幼稚園単独の場合は、保育料を払われて、就園奨励費で所得に応じてバックしていくという方法です。

　大きな制度が変わるということは、わからない人は、ニーズを調査されてもわからないと思います。自分が何を選んだらいいのかということがあります。そのようなことが一点です。

　これをどのように克服するかというのは、先ほどもありましたが、前文にどこまでわかるように書き込めるかです。調査をする方々に対してです。

　そのことと、今、大阪府の幼稚園の３歳児の基準は、２５人学級という基準でやっているのです。１学級２５人を超える場合は、二人教諭をつけるというような基準になっているのです。保育所の基準は３歳時２０名です。

　供給量を考えていくときに、どの基準にきちんとしていくのか、先ほど「大阪府のこのようないい制度を国に先がけて発信した」とおっしゃいましたが、それと同じように、大阪府としては、これぐらいの時間で何人に一人の先生がついて子ども側に立って望むべく供給量を提案するべきだと思います。

　国が「何人に一人」と言ったからといって、それをそのまま踏襲するという意味でなくて、保育所の一人当たり何平米という基準と、１学級５３平米という幼稚園との基準の違いです。入れられる人数が違うのです。そのような供給量を考えるときに、そこをどこかの場所ですり合わせしなければ駄目です。これは大阪府の基準の中で、いずれやらなければならないもので、それでなければ供給量が出てこないです。何人入れられるかわからないので、この辺が今後の懸案なので、どこの場面でやるかわかりませんが、本会議でやってもボリュームが大きすぎて細かい議論にならないのならば、ここでたたき台を作って出させていただくような形態も必要かもしれませんが、そのようなことが必要なのかと、ニーズ調査の後に、需要量と供給量を精査するときに、その問題は必ず突き当たってくる問題になります。

【部会長】

　ありがとうございます。課題の提示をいただいたかと思います。どこかできちんと整理をしていただいて、議論したいと思います。

　それでは、ニーズ調査については、８月１４日までに、もし、ご意見をこの調査票に加えてということでお願いいたします。１５日でも大丈夫ですか。

【事務局】

　一週間後ということですね。

【部会長】

　お願いいたします。まだ、案件がもう一つありますが、時間がなく申し訳ございません。

【委員】

　それはこれに書いてですか。

【部会長】

　そうです。ファクス番号が書いてありますので、皆さん、ここに書き込んで、できれば新しいものより「ここをこのように修正したらいいですよ」という書き方でファクスいただければありがたいと思います。それがそのとおりになるかわからないですが、それを含んでいただいたらと思います。

【事務局】資料３　説明

【部会長】

　ありがとうございました。ただ今のご説明について、ご質問はございますか。よろしいでしょうか。

　今後、この重点施策の中間評価を大阪府こども・未来プラン（後期計画）の進捗状況とあわせて、新計画における課題設定や方向性を決定するための指標になっていくところです。これはこれとして予定どおり進めていかれるということですね。

【事務局】

　次の審議会でご報告させていただく予定にしております。

【部会長】

　そういうことですが、よろしいですか。ありがとうございます。

　事務局からは、これでよろしかったですか。

【事務局】

　最終的にアンケートのほうは、ご意見いただいて取りまとめさせていただいたものを「最終にはこのようになりました」というご報告は、また、どのような手段になるかわかりませんが、委員の皆さま方にご報告させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【部会長】

　はい。わかりました。非常にタイトなスケジュールで、皆さんにご意見を積極的にいただきまして、ありがとうございます。事務局の皆さまも大変な作業があると思います。どうぞよろしくお願いいたします。